



くらしの相談・窓口

相談・窓口

困ったとき、悩んだときに相談できる窓口はどこですか？

| 相談の種類 | 相談内容 | 相談員 | 問い合わせ先 |
|----------------------|---|---------------------------------------|--|
| 行政相談 | 国の制度や手続き等の問題、苦情について | 行政相談委員 | 秋田行政監視行政相談センター ☎018-824-1426 |
| 無料法律相談 ※原則毎月第3水曜日 | 金銭、土地、家屋、損害賠償等の法律一般について 【受付】要予約(先着5名) ・キャンセル待ちは2名まで | 弁護士 | 市民福祉部生活環境課 ☎35-4099 【注意】・相談時間は1人30分以内 ・相談場所:本庁舎 |
| 消費生活相談 | 消費者トラブルについて | 消費生活相談員 | 消費生活センター ☎32-2919 |
| 年金相談 | 年金について | 大曲年金事務所年金相談員 担当者 本庁舎1F相談コーナー(火) | 大曲年金事務所 ☎0187-63-2296 市民福祉部国保市民課 ☎35-2186 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| 健康相談 | 心身の健康全般、育児、歯科について | 保健師・栄養士 | 市民福祉部健康推進課健康づくり係 ☎33-9600 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| 栄養相談 | 栄養について | 栄養士 | 市民福祉部健康推進課栄養支援係 ☎35-2185 |
| 人権相談 | 人権の侵害に関する問題について | 人権擁護委員 | 秋田地方法務局大曲支局 ☎0187-63-2100 |
| ひとり親・児童相談 | ひとり親家庭の生活、子どもの養育について | 担当者 | 市民福祉部子育て支援課 ☎23-5344 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| 高齢福祉相談 | 介護予防、高齢者の権利擁護等高齢福祉全般について | 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等 | 市民福祉部地域包括支援センター ☎35-2160 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| 介護保険相談 | 介護認定、介護サービス等介護保険全般について | 担当者 | 市民福祉部まると福祉課 ☎35-2134 市民福祉部地域包括支援センター ☎35-2160 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| 障がい福祉相談 | 障がい福祉全般について | 担当者・障がい福祉相談員他 | 市民福祉部社会福祉課 ☎35-2132 各地域局市民サービス課(横手地域局除く) |
| ニート・ひきこもりの方の相談 | 若者の自立に向けた相談について 若者の社会参加について(医療との連携のもと) | 相談支援員・就労支援員 保健師 | 横手市自立相談支援窓口 ☎32-6101 市民福祉部健康推進課健康の駅係 ☎35-2127 |
| 教育相談 | 学校教育全般について | 指導主事 | 教育指導部教育指導課 ☎35-2123 |
| | 就学相談について | 指導主事・学校教育指導員 | |
| | 不登校、いじめなどについて | 指導主事 専任指導員・教育相談員他 | 南かがやき教室 ☎25-3080 西かがやき教室 ☎23-8648 |
| 経済的に困りの方の相談 | 自立に向けた相談全般について | 相談支援員・就労支援員 | 横手市自立相談支援窓口 ☎32-6101 |
| 若者未就労者の相談 | 若者の就職に向けた相談について | キャリアコンサルタント、 産業カウンセラー等 | 秋田県南若者サポートステーションよこて ☎23-5101 |



くらしの相談・窓口

どこの課に問い合わせればいいのか分からないときはどうすればいいの？

問 市役所代表 ☎35-2111
 横手地域局 ☎32-2701 増田地域局 ☎45-3401 平鹿地域局 ☎24-1111 雄物川地域局 ☎22-2111
 大森地域局 ☎26-2111 十文字地域局 ☎42-5111 山内地域局 ☎53-2111 大雄地域局 ☎52-2111

最寄りの地域局か市役所代表へお電話でお気軽にお問い合わせください。

横手市はさまざまな機能が各庁舎に分かれています。市役所のどの番号におかけになっても、担当者に電話をつなぐことができます。

引っ越すときは

問 市民福祉部国保市民課(本庁舎) ☎35-2176

各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)

増田地域局 ☎45-5513

平鹿地域局 ☎24-1113

雄物川地域局 ☎22-2156

大森地域局 ☎26-2115

十文字地域局 ☎42-5114

山内地域局 ☎53-2932

大雄地域局 ☎52-3905

引っ越しにはどのような手続きが必要なの？

| | |
|----------------------|--|
| 横手市へ引っ越すとき (転入届) | 引っ越してから14日以内に届け出をしてください。事前に前住所地の市町村で転出の届け出が必要です。 |
| 横手市から引っ越すとき (転出届) | 引っ越す前に届け出をしてください。引っ越しをした後でも郵送等で届け出をすることができます。 |
| 市内で引っ越すとき (転居届) | 引っ越してから14日以内に届け出をしてください。 |

●手続きに必要なもの

- ・前の市町村から発行された転出証明書(転入のとき)
- ・窓口に来た方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・加入している健康保険証、介護保険被保険者証、福祉医療費受給者証、負担区分等証明書など(お持ちの方)
- ・マイナンバーカード(引っ越しをする方全員分)
- ・代理人の方が手続きをする場合委任状が必要となることがあります。

●関連する手続き

| 種類 | 問い合わせ先 |
|--|----------------------|
| 印鑑登録証 | 市民福祉部国保市民課 ☎35-2176 |
| マイナンバーカード | |
| 国民健康保険 | 市民福祉部国保市民課 ☎35-2186 |
| 後期高齢者医療 | |
| 国民年金 | |
| 福祉医療制度(マル福) | |
| 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | 市民福祉部子育て支援課 ☎35-2133 |
| 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別障害者手当 障害児福祉手当 | 市民福祉部社会福祉課 ☎35-2132 |
| 介護保険 | 市民福祉部まると福祉課 ☎35-2134 |
| 水道・下水道 | 水道お客様センター ☎32-2758 |
| 小学校・中学校(転校) | 教育指導部学校教育課 ☎32-2414 |
| 軽自動車、原付など | 財務部税務課市民税係 ☎32-2510 |

転出届はマイナポータルからもできます

転出届についてはマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。

このサービスを利用する方は、転出(横手市から他市町村への引越し)にあたり横手市への来庁が原則不要となります。マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、改めて転入先の市町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

●利用できる方

- 以下のすべてに当てはまる方がご利用いただけます。
- ・電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方
- ・日本国内での引越しをする方

●対象者

- ・ご自身単身での引越し
- ・ご自身と同一世帯の引越し
- ・ご自身以外の世帯員の方の引越し

●転出に伴い、来庁しての手続きが必要となる場合がございます。

右記URLまたはQRコードよりご確認ください。

<https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001137/1001197/1008894.html>



結婚するときは

問 市民福祉部国保市民課 ☎35-2176

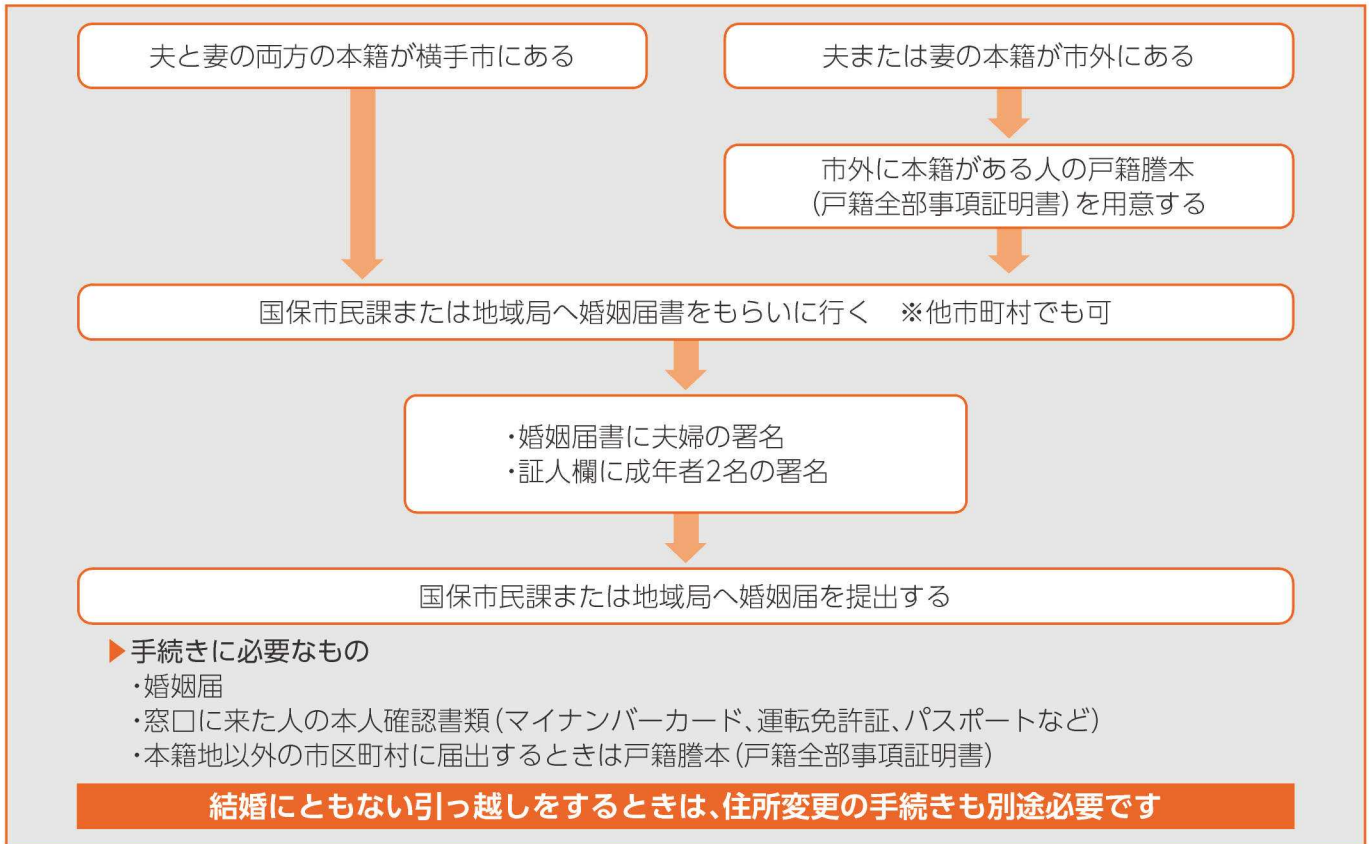
各地域局市民サービス課(横手地域局は国保市民課へ)

増田地域局 ☎45-5513 平鹿地域局 ☎24-1113 雄物川地域局 ☎22-2156 大森地域局 ☎26-2115
十文字地域局 ☎42-5114 山内地域局 ☎53-2932 大雄地域局 ☎52-3905

結婚するときどうすればいいの？

婚姻届を提出してください

●手続きの流れ(横手市に提出する場合)



くらしの相談・窓口



消費生活

問 消費生活センター(本庁舎) ☎32-2919

消費生活センター

●消費生活に関する困りごとの相談窓口

消費生活センターでは、商品の売買やサービスの契約などのさまざまな困りごとについて、問題解決のためのお手伝いやアドバイスを行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。また、より適切な相談機関がある場合には、相談内容にそった窓口を紹介します。

▶相談方法

来訪または電話、出張相談所で相談を受け付けています。まずは、「消費生活センター」へお電話ください。

●消費生活出前講座

消費生活センターでは、悪質商法や詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発活動の一環として「消費生活出前講座」を随時行っています。相談員が地域の集まりに出向いて、消費者被害の事例や被害にあわないためのポイントについて、クイズやDVD鑑賞などを交え、分かりやすく紹介します。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、消費者が業者との契約を無条件で解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は、一般的には契約書面が渡された日から8日間です(マルチ商法、内職・モニター商法は20日間)。

●クーリング・オフの方法

必ず書面で通知しましょう。内容証明郵便か、ハガキ(控えとして両面のコピーをとること)を特定記録か簡易書留で販売会社の代表宛てに出します。契約書面を受け取ってからクーリング・オフ期間内に発送してください。

▶ハガキの記載例

契約解除通知書
 契約日 令和〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売店社名 〇〇〇〇株式会社
 担当 〇〇〇〇様
 上記日付の契約は解除します。
 令和〇年〇月〇日
 秋田県横手市〇〇〇〇 〇〇番地
 氏名 〇〇〇〇

※ハガキの宛て先は販売会社の代表者宛てにしましょう。

※クレジット購入の場合は、同様の文面(ただし、担当者名は削除)でクレジット会社宛てにも通知しましょう。

▶消費生活センター ・場所 本庁舎1階
 ・☎32-2919 ・FAX33-7838
 ▶受付日時 9:00~17:00(土・日・祝祭日・12月29日~1月3日は休み)
 ※上記時間外の相談窓口:消費者ホットライン
 ☎188(全国共通)

ともすけ共済

問 まちづくり推進部地域づくり支援課(条里南庁舎) ☎35-2266

まちづくり推進部各地域課

横手地域課 ☎32-2718 増田地域課 ☎45-5510
 平鹿地域課 ☎24-1111 雄物川地域課 ☎22-2111
 大森地域課 ☎26-4073 十文字地域課 ☎42-5111
 山内地域課 ☎53-2111 大雄地域課 ☎52-2111

ともすけ共済に加入すると、交通事故や不慮の災害にあった場合、共済金が支給されます。万一のときに備えて加入しましょう。

加入申込みは、金融機関、郵便局、JAの窓口及び各地域局地域課窓口、またはインターネットで受け付けます。

●加入できる方

横手市に住んでおり、住民基本台帳に登録されている方

●共済掛金

交通災害共済 1人 300円

不慮の災害共済 1人 700円

※大人も子どもも掛金は同じです。

※年度途中から加入しても掛金額(申込みページ)は変わりません。

※インターネット申し込みの場合はクレジットカード支払いのみ



●災害共済金

| | | 交通災害共済 | 不慮の災害共済 |
|---------|------|------------|----------|
| 死亡 | | 1,000,000円 | 600,000円 |
| 後遺障害第1級 | | 1,000,000円 | 600,000円 |
| 後遺障害第2級 | | 800,000円 | 480,000円 |
| 後遺障害第3級 | | 700,000円 | 420,000円 |
| 後遺障害第4級 | | 600,000円 | 360,000円 |
| 後遺障害第5級 | | 500,000円 | 300,000円 |
| 傷害 | 入院1日 | 2,000円 | 1,100円 |
| | 通院1日 | 800円 | 対象外 |

●共済金の請求期間

共済金の請求期間は、傷害の場合は災害が発生した日、死亡の場合は死亡した日、後遺障害の場合は障がい症状が固定した日からそれぞれ3年以内です。

請求に必要な書類をそろえて、各地域局地域課または地域づくり支援課へ提出してください。インターネット上でも請求出来ます。



(請求ページ)

●請求に必要な書類

▶交通災害・不慮の災害共通

- 1 共済金請求書(各地域局地域課窓口にあります)
 - 2 診断書(各地域局地域課窓口にあります)
 - 3 加入者証(写し)
 - 4 通帳の写し(カナ氏名と口座番号が確認できる部分)
- (注)交通災害共済の請求には、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書が必要です(ない場合は共済金が5割減額)。交通事故(自転車等での事故含む)にあったときは、必ず警察に届けてください。

※インターネット請求の場合、共済金請求書は不要です。ご不明な点がございましたら、地域づくり支援課または各地域局地域課におたずねください。

※詳しくは、秋田県市町村総合事務組合のホームページをご覧ください。URL <https://akita-sg.jp>